

議案第226号

平成24年度大阪市市民病院事業会計資本剰余金の処分について

平成24年度大阪市市民病院事業会計受贈財産評価額173,778,251円のうち14,245,020円、府補助金519,074,847円のうち14,165,000円及びその他資本剰余金30,629,359,443円のうち18,457,046円をもって繰越欠損金20,954,926,247円を補てんする。

平成25年9月10日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

地方公営企業法第32条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地 方 公 営 企 業 法 (抄)

(剰余金の処分等)

第32条 省 略

2 省 略

3 毎事業年度生じた資本剰余金の処分は、条例の定めるところにより、又は議会の議決を経て行わなければならない。

4 省 略